

# 医療被保険者番号履歴を活用した 介護情報と医療等情報の連結の仕組みの検討状況 （報告）

## これまでの議論

- 2019年の健康保険法等の改正法に基づき、2020年10月から介護DBについてはNDB等との連結解析が可能となるほか、2021年度から、医療保険のレセプト請求において被保険者番号の個人単位化等が行われる予定となっている。
- また、介護DBとNDBの連結解析等について議論を行った「医療・介護データ等の解析基盤に関する有識者会議」の報告書（2018年11月16日公表）においては、データベースの整備の在り方として、まずはカナ氏名等をハッシュ化した識別子を用いて連結解析を進めることとし、介護DBとNDB等の連結精度の向上を図っていく観点から、「2021年度以降、連結精度の検証と個人単位被保険者番号をハッシュ化して作成した識別子の整備・活用について検討すべき。」とされている。
- 一方、医療等情報の連結の推進の観点から、「医療等情報の連結推進に向けた被保険者番号活用の仕組みに関する検討会」において議論が行われ、
  - ・ 個人単位化された被保険者番号の履歴を活用した医療等情報の連結について、2021年度からの運用開始を目指していくこと
  - ・ その基本スキームや活用主体（履歴を照会するデータベースの保有主体）、管理・運営主体（履歴の照会を受け、回答を行う主体）等について、本年10月に報告書がとりまとめられた。
- また、「介護保険制度の見直しに関する意見」（令和元年12月27日社会保障審議会介護保険部会）において、
  - ・ データ連結の精度の確保等の観点から、医療保険の個人単位被保険者番号の活用について、個人情報の取扱いに留意しつつ、検討を進めることが必要とされた。

## 現時点の検討状況

- 医療保険の個人単位被保険者番号を収集・活用したNDB、介護DB等の医療等情報の連結の仕組みについて、第124回社会保障審議会医療保険部会（令和2年1月31日）では、NDBで履歴照会・回答システムを活用するに当たり、できる限り安全性に配慮した設計とする観点から、
  - ・ 履歴照会・回答システムへの被保険者番号の照会は、現行、医療レセプトのハッシュ化処理を行っている支払基金・国保連合会に、厚生労働大臣から委託して実施するとともに、
  - ・ 支払基金・国保連合会から照会した被保険者番号に対する、名寄せ・連結のための情報の回答は、履歴照会・回答システム側で予めハッシュ化して生成したハッシュ値を活用するという対応方針について議論が行われたところ。  
（参考）ハッシュ化：与えられたデータから固定長の疑似乱数（ハッシュ値）を生成すること。異なるデータから同じハッシュ値を生成することは極めて困難。生成されたハッシュ値からは、元データを再現できない。
- 介護DBにおける上記仕組みの活用についても、NDBにおける議論を踏まえ、できる限り安全性に配慮した設計とする観点から、個人情報の取扱いに留意しつつ、引き続き、検討を進めたい。

# 參考資料

# 被保険者番号履歴を活用した医療等情報の連結の仕組みの具体化について

- 2019年11月の医療保険部会で「医療等情報の連結推進に向けた被保険者番号活用の仕組みに関する検討会 報告書」について御報告。その後、NDB等での活用方法（事務の整理）の検討を進めてきた。今後の対応方針は次のとおり。

## NDBにおける履歴照会・回答システムの活用スキーム

- NDBで履歴照会・回答システムを活用するに当たり、**できる限り安全性に配慮した設計とする観点から、次の対応を実施。**

- ① 履歴照会・回答システムへの被保険者番号の照会は、**現行、医療レセプトのハッシュ化処理を行っている支払基金・国保連合会に、厚生労働大臣から委託して実施する。**

- ▶ 現行、医療レセプトのハッシュ化は支払基金・国保連合会に実施いただいているが、履歴照会・回答システムへの照会は、ハッシュ化処理の前に行うことが必要。
- ▶ このため、履歴照会・回答システムへの照会に関する事務については、高齢者の医療の確保に関する法律第17条（NDBに係る事務の委託）に基づき、厚生労働大臣から支払基金・国保連合会に委託して実施いただくことを想定。

（参考）高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号） ※令和2年10月施行分の改正を反映したもの。

（支払基金等への委託）

第17条 厚生労働大臣は、第16条第1項に規定する調査及び分析並びに第16条の2第1項の規定による利用又は提供に係る事務の全部又は一部を社会保険診療報酬支払基金法（昭和23年法律第129号）による社会保険診療報酬支払基金（以下「支払基金」という。）又は国民健康保険法第45条第5項に規定する国民健康保険団体連合会（以下「国保連合会」という。）その他厚生労働省令で定める者（次条において「支払基金等」という。）に委託することができる。

- ② 支払基金・国保連合会から照会した被保険者番号に対する、名寄せ・連結のための情報の回答は、**履歴照会・回答システム側で予めハッシュ化して生成したハッシュ値**を活用する。（次ページ参照。）

- ▶ NDB・介護DB等の連結解析の対象となるデータベースに対しては、履歴照会・回答システム側で、最初の被保険者番号（一定の加工を加えたもの）から一定のハッシュ値を生成した上で、回答する。
- ▶ NDB・介護DB等の連結対象となるデータベースに対して、一定のハッシュ値を生成した上で回答する旨は、法令で明記する。

# 被保険者番号履歴を活用した「同一人物性の回答」 (例：NDB)

※ 以下は、NDBに格納されるレセプトについて、共通のハッシュIDを将来にわたり振り続けるためのイメージであり、具体的なシステムの内容は、今後、詳細に検討。

NDBに関する一部の事務の委託を受けた支払基金等

管理・運営主体 (支払基金等)

N月のレセプトデータ (個人単位被保番導入後)

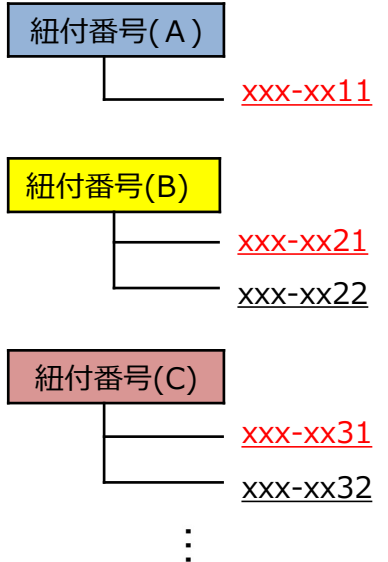
被保番	氏名	性別	生年月日	データ
xxx-xx11	A	～	～	a1
xxx-xx22	B	～	～	b1
xxx-xx32	C	～	～	c1
⋮	⋮	⋮	⋮	⋮

① レセプトの被保番を照会

被保番
xxx-xx11
xxx-xx22
xxx-xx32
⋮

② 被保番履歴の確認

オンライン資格確認の基盤



世帯単位被保番、氏名、性別、生年月日から過去データとの連結のため、引き続き、現行のハッシュIDを生成。

ハッシュID(1) (名前等)	ハッシュID(2) (被保番等)	データ	ハッシュID(3) (最初被保番)
～～～	～～～	a1	SSS
～～～	～～～	b1	III
～～～	～～～	c1	UUU
⋮	⋮	⋮	⋮

(再度のハッシュ化)

④ ハッシュ化

被保番	最初の被保番 (一定の加工)
xxx-xx11	xxx-xx11 ZZ
xxx-xx22	xxx-xx21 ZZ
xxx-xx32	xxx-xx31 ZZ
⋮	⋮

③ 最初の被保番の抽出・加工

⑤ 引き続き、匿名化した状態で格納。

厚生労働大臣 (NDB管理主体)



○ 現行でも、NDB格納前に、再度、厚生労働大臣側でハッシュ化を実施。

- ▶ 履歴照会・回答システム側でハッシュ化を行ってから、NDB事務の委託を受けた支払基金等に送付。
- ▶ NDB・介護DB等の連結解析の対象となるDBに対しては、常に一定のハッシュ値となるように生成。  
(生成のアルゴリズムは、管理・運営主体のみで管理。)

(参考) ハッシュ化：与えられたデータから固定長の疑似乱数 (ハッシュ値) を生成すること。異なるデータから同じハッシュ値を生成することは極めて困難。生成されたハッシュ値からは、元データを再現できない。